



当事者目線の障がい福祉実現宣言

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく、安全安心のためにはやむをえないということで、これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考

えます。なぜ、あなたは周りの人^{まわ}や自分^{ひと}を傷^{じぶん}つけるような行動^{きず}をしてしま^{こうどう}うのでしょうか。もしかしたら、あなたは自分^{じぶん}の気持ち^{きもち}をうまく表^{あらわ}せないだけかもしれません。自分^{じぶん}の気持ち^{きもち}を聞いて欲しい^きと訴^ほえているに違^{うった}いないと考^{かんが}えて接^{せつ}すれば、全然^{ぜんぜん}違^{ちが}ったサポート^{ちが}ができるはず^{はず}です。

わたし^{わたし}たちはそんなあなた^{あなた}の心^{こころ}の声^{こえ}に一生^{いっしょう}懸命^{けんめい}、耳^{みみ}を傾^{かたむ}けます。あなた^{あなた}の思^{おも}いを受け止^とめ、工夫^{くふう}をしながらサポ^{サポ}ートします。そうすればき^きっとあ^あなたは安^{あん}心^{しん}してくれるに違^{ちが}いない。それが私^{わたし}たちにと^とっても大^{おお}きな喜^{よろこ}びにつな^{つな}がるはず^{はず}です。それがお互^{たが}いの心^{こころ}が輝^{かが}く障^{しょう}がい福^{ふく}祉^しです。

施設^{しせつ}はあなた^{あなた}が地^ち域^{いき}の仲^{なか}間^かたちと^とのつな^{つな}がり^がの中^{なか}で暮^くらしてい^いけるよ^よう、一^{いっ}緒^{しょ}に考^{かんが}え、み^みんなで支^さえ、準^{じゆん}備^びをす^する場^ばです。一^{いっ}生^{しょう}そ^そこで過^すごし^していた^ただ^だく場^ばではあ^ありませ^せん。あなた^{あなた}は自^じ分^{ぶん}の住^すむ場^ば所^{しょ}を自^じ分^{ぶん}で決^きめるこ^ことがで^できま^ます。

かつて、周^{まわ}りの人^{ひと}を傷^{きず}つけるからと^という理^り由^{ゆう}で、ず^ずっと部^へ屋^やに閉^とじ込^こめ^められていた^た人^{ひと}が、「当^{とう}事^じ者^{しゃ}目^め線^{せん}の支^し援^{えん}」を受^うけるこ^ことにな^なったこ^ことで、生^いき生^{はたら}きと働^{はたら}けるよ^ようにな^なっていま^{いま}した。

支^し援^{えん}のあ^あり方^{かた}によ^よって、こ^こんなに^か変^きわるん^んだ。それ^{それ}は希^き望^{ぼう}の光^{ひかり}でした。こ^こうい^いう支^し援^{えん}が^{ひろ}拡^かが^{かな}って^{かな}い^いければ、必^{かな}ず^ずや、「当^{とう}事^じ者^{しゃ}目^め線^{せん}の支^し援^{えん}」を受^うけるこ^ことにな^なったこ^ことで、生^いき生^{はたら}きと働^{はたら}けるよ^ようにな^なっていま^{いま}した。

ど^どんな障^{しょう}がい^{がい}があ^あって^ても、支^さえあ^あい、愛^{あい}と思^{おも}いや^やり^りにあ^あふれ、み^みんな^んのい^いのち^ちが輝^{かが}く、「と^ともに^い生^{しゃ}きる^{かい}社^じ会^{げん}」を^{じつげん}実^{じつ}現^{げん}する^すべ^べく全^{ぜん}力^{りよく}を^つ尽^つくすこ^ことを^{しょう}障^{しょう}がい^{がい}当^{とう}事^じ者^{しゃ}、福^{ふく}祉^し関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}、そ^そして^{して}す^すべ^べて^ての^{けん}県^{けん}民^{みん}の^{みな}皆^{みな}様^{さま}に^{ちか}誓^{ちか}いま^ます。

れい^{れい}わ^わ ねん^{ねん} がつ^{がつ} にち^{にち} かな^{かな}が^がわ^わけん^{けん} ち^ちじ^じ くら^{くら}い^いわ^わゆう^{ゆう}じ^じ
令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



ともに生きる社会
かながわ憲章

KEWAGAWA CHARTER for a Better Society

- 一 本県では、県民の心をつなぐこと、すべからず一人ひとりの尊厳を大切にします
- 一 本県では、暮らしの安心・安全を確保すること、すべからず社会全体の発展を促します
- 一 本県では、実用・芸術・教育・文化の分野を通じて、県民の心をつなぐことに努めます
- 一 本県では、この憲章の精神に基づいて、県民と協働して社会を築いていきます

ともに生きる 新章